

令和7年度第2回船橋市地域密着型サービス運営委員会 会議録

(令和7年9月3日作成)

日 時：令和7年8月21日（木）午後1時30分～

会 場：船橋市役所 9階 第一會議室

出 席 者：

（1）委員

土居良康委員（委員長）、山口定之委員（副委員長）、結城康博委員、塚越明委員、鈴木康友委員、内山弘子委員、吉田綾子委員、文川和雄委員、川端心委員、島田晴美委員、三井陽子委員、乾麻由美委員、根本明子委員

（2）市職員

福祉サービス部長、高齢者福祉部長、介護保険課長、地域包括ケア推進課長、その他関係各課職員

（3）事務局

指導監査課職員（9名）

欠 席 者：なし

公開区分：公開

傍 聴 者：0名

決定事項：

（1）地域密着型サービス事業者の指定について

看護小規模多機能型居宅介護

…決定事項あり（委員会にて確認）

（2）地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型通所介護

…決定事項あり（委員会にて確認）

（3）地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型通所介護

…決定事項あり（委員会にて確認）

（4）地域密着型サービス事業者の指定に係る報告

…決定事項なし（委員会にて報告）

特記事項：質問事項あり（事務局にて後日回答）

問合せ先：健康福祉局福祉サービス部指導監査課 電話 047-404-2712

○事務局（指導監査課）

委員の皆様がお揃いのようですので、定刻前ですが始めさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中、令和7年度第2回船橋市地域密着型サービス運営委員会及び船橋市地域包括支援センター運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に先立ちまして、船橋歯科医師会の役員改選に伴い船橋歯科医師会代表の3号委員について変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

藤平崇志委員に代わりまして、塚越明委員でございます。委嘱期間は前任委員のものを引き継ぐ形で、委嘱状の交付をしております。塚越委員、一言お願ひいたします。

○塚越委員

今回より初めて参加させていただきます、船橋歯科医師会の塚越と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（指導監査課）

続きまして、配布資料の確認をいたします。席次表、委員名簿、それに加えまして、差し替え資料である、青色のインデックス資料3、2ページの地域密着型サービス事業所概要、4ページの現地写真が4の1、4の2の枝番付きで2部。合わせて5部の資料を事前に送付した資料の他に本日お配りしております。不足のある方いらっしゃいませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日の会議について全体の流れを説明いたします。先に開催する地域密着型サービス運営委員会では、青色のインデックスの資料を使用し、その後地域包括支援センター運営協議会では、赤色のインデックスを使用します。

地域密着型サービス運営委員会は、指導監査課、地域包括支援センター運営協議会は、地域包括ケア推進課が説明いたしますので、会議ごとのご審議をお願いいたします。

ご発言される際には、お手元にありますマイクのスイッチを押していただきますと、赤いランプがつき、マイクがオンになります。

ご発言が終わりましたら、再度スイッチを押して、マイクをオフにしていただきますようお願いいたします。また、お手数ではございますが、発言の都度お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

本日の会議は船橋市情報公開条例により公開することとなっており、傍聴希望者がいる場合は、会議ごとに受付し、入室の承諾を得るものとさせていただきます。

また、会議録等につきましても公開することとなっております。本日の傍聴者はいらっしゃいません。これ以降の議事につきましては、船橋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第4条に基づき、委員長が議長となり、議事を整理することとなっております。委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長

それでは、ただいまより、令和7年度第2回船橋市地域密着型サービス運営委員会を開会いたします。

それでは、議題に沿って審議を進めていきたいと思います。資料1、地域密着型サービス事業者の指定について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（指導監査課）

それでは、「地域密着型サービス事業者の指定」についてご説明させていただきます。お手元の資料、青のインデックスの1番をご覧ください。

本件は、看護小規模多機能型居宅介護の指定になります。事業所の名称は、「パナソニックエイジフリーケアセンター船橋習志野台・看護小規模多機能」、運営法人は、「パナソニックエイジフリー株式会社」でございます。こちらの法人は、地域密着型サービスをはじめ、全国で様々な介護保険サービスを運営しております。資料2ページをご覧ください。

事業所の登録定員29名。通所サービスの利用定員は15名、宿泊サービスの利用定員は9名でございます。事業所所在地は、船橋市習志野台8丁目41番10号で、東葉高速鉄道船橋日大前駅から800mほどの距離です。

こちらでは、同じ法人が運営する「パナソニックエイジフリーケアセンター船橋習志野台・小規模多機能」を廃止し、同施設が利用していた場所を利用して看護小規模多機能型居宅介護の事業所を開設する形となります。鉄骨造の2階建ての、1階部分となります。圏域は東部地区となります。

非常災害設備については、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報設備、誘導灯、非常用照明設備を予定しております。

従業者については、管理者1名、介護支援専門員1名、従業者18名でございます。利用料金は介護報酬のほか、宿泊費が1泊3,240円、食費が1日あたり2,030円となっております。

運営にあたっては、協力医療機関として「千葉西クリニック」と、協力歯科医療機関として「医療法人社団健恒会」と、それぞれ契約しております。

事業所の平面図は、3ページをご確認ください。宿泊室に関しましては、個室が9室ございます。次に4ページから5ページは、現場写真でございます。ご確認のほどよろしくお願ひいたします。事業開始希望日は令和7年10月1日でありまして、市では本事業者より令和7年6月12日付けで、申請の指定を受けました。

資料6ページ以降の指定にかかる基準チェック一覧に列記した代表的な審査事項のほか、全ての項目について設置運営基準に適合することを確認いたしました。

なお、本事業所指定後、市内看護小規模多機能型居宅介護事業所は4箇所となります。以上でございます。委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長

それでは本件について皆様より、質問、ご意見等をお伺いしたいと思います。どなたかございますでしょうか。よろしいでしょうか。元々小多機をやっていたのが、看多機に変わるというところですね。

はい。よろしいでしょうか。それでは、本委員会として本件、地域密着型サービス事業者の指定につきまして、これを確認したものといたします。

続きまして、資料2、地域密着型サービス事業者の指定について、事務局より、説明のほどよろしくお願ひいたします。

○事務局（指導監査課）

それでは資料2、地域密着型サービス事業者の指定について説明させていただきます。お手元の資料、青のインデックスの2番をご覧ください。

地域密着型通所介護の指定になります。それでは案件の説明に移ります。事業所の名称は、大人の学校船橋大穴北校です。

運営を行いますのは、熊本県熊本市に本拠を有します社会福祉法人照敬会です。同法人が他に市内運営している事業所は2箇所あり、大人の学校船橋本町校と大人の学校船橋前原東校です。いずれも地域密着型通所介護の事業所になります。では資料2ページをご覧ください。事業所は1単位で運営を行い、利用定員は10名です。

事業所所在地は、大穴北2-22-37です。圏域は北部地区で、三咲駅から東南東に約1.5kmほどの距離になります。サービス提供時間は9時半から15時45分となっています。続いて資料3ページが事業所の平面図となりますのでご覧ください。

左側の1階フロアを横断するように食堂を兼ねた機能訓練室となっています。続いて4ページ、5ページが現地確認を行った際に撮影した写真になりますのでご確認ください。

続いて資料6ページ以降の指定にかかる基準チェック一覧に列記した代表的な審査事項のほか、全ての項目について指定基準に適合することを確認いたしました。以上でございます。委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長

はい、どうもありがとうございました。それでは、本件について皆様質問、ご意見等ございますでしょうか。特にございませんかね。よろしいでしょうか。はい、それでは、本委員会として本件、地域密着型サービス事業者の指定につきまして、これを確認したものといたします。続きまして、資料3、地域密着型サービス事業者の指定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（指導監査課）

はい、続いて資料3、地域密着型サービス事業者の指定について説明させていただきます。お手元の資料、青いインデックスの3番をご覧ください。こちらも地域密着型通所介護の指定になります。案件の説明に移ります。

事業所の名称はオレンジWAN（わん）習志野です。こちらは資料の差し替えをさせて頂いております。2ページの事業所概要と4ページの写真のページが該当します。

内容に関しましては、まず2ページ目につきましては、非常災害設備一覧から誘導灯と火災報知器を削除しています。現地を確認した結果、誘導灯については非常口の表示はありましたが、電灯ではなかったこと、火災報知器については、煙感知器であったことが理由になります。

参考までに火災報知器は煙と熱を感知し、煙感知器は煙のみを感知するという違いがあります。いずれにつきましても消防法令への適合状況については問題がないことは確認できております。

続いて4ページの写真ですが、こちらの事業所、以前別の地域密着型通所介護が運営されておりました。その事業所の廃止で空いていたところに、間取りなどは変えずに別の法人が地域密着型通所介護事業所を開設するものです。

当初は内装等もそのまま使用予定でしたが、開設準備をしていたところ、建物の雨漏りなどにより、壁紙の後ろなどにカビなどの痛みがひどく、急遽内装を含めて工事が必要となったため、ある程度工事が進んだ段階で現地確認を行うこととしました。

そのため、写真の掲載が遅れたことが理由になります。壁紙等の内装について一部完成しきっていない部分ございましたので、事業者の方に後日写真の提出を指示しております。

では、ページの方1ページ戻っていただきまして、資料の説明に移らせていただきます。運営を行いますのは、習志野台に本社を置く株式会社エーレンです。

同法人が他に市内で行っている事業所は1箇所あり、事業所名はオレンジWAN（わん）です。こちらも地域密着型通所介護の事業所になります。

続いて資料の2ページ目をご覧ください。事業所は2単位で運営を行い、利用定員はいずれの単位も10名です。事業所の所在地は薬園台4-12-3です。

圏域は東部地区で、習志野駅から南東に約100mほどのすぐ近くの場所になります。サービスの提供時間は1単位目が9時から12時15分。2単位目が13時30分から16時45分となっています。続いて資料の3ページが事業所の平面図となりますのでご覧ください。ご覧の通りトレーニング用の機器が配置しており、トレーニングに重点を置いた事業所になっています。

続いて4の1及び4の2ページが現地確認を行った際に撮影した写真になりますのでご確認ください。

続いて資料5ページ以降の指定に係る基準適否一覧に列記した代表的な審査事項の

ほか、全ての項目について指定基準に適合することを確認いたしました。
以上でございます。委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長

ありがとうございました。それでは、本件について皆さん何か質問、ご意見ともありますでしょうか。はい、どうぞ。島田委員どうぞ。

○島田委員

はい。千葉県在宅サービス事業者協会の島田です。一つお尋ねしたいのですが、非常災害設備の中で、誘導灯がなくなり、消火器だけということになるのはよろしいのでしょうか。

私の常識の中では何か誘導灯が、板だけじゃなくてちゃんと誘導灯をつけなければいけないというような、そういう基準があったような感じがするのですが、これ消防法なのか、ちょっと指導監査課さんの分野じゃないのかもしれないのですが、そのところを教えていただけますでしょうか。

○事務局（指導監査課）

はい。基準としては、消防法の方になるかと思うのですけれども、こちら私どもも気になりました、消防の方の担当者に直接確認をいたしました。

電灯ではなくて本当に板だけの非常口の表示だけということで確認したのですけれども、本件におきましては、消防法上問題がないという回答を消防の方からもらっています。

○島田委員

私の施設でごく最近、指摘事項がありまして、誘導灯を設置するように消防から言われましたが、もう一度確認していただいてもよろしいでしょうか。

もしそのあたりが、担当者によって違うようであれば、それも良くないのではないかなど思いまして、消防の方の通知が通所介護の方で3月か4月に来て、全部きちんと基準を満たすようにという通知が来てると思うのですが、指導監査課さんも多分それご存知だと思うのですけれども、もう一度確認をお願いしても良いですか。

○事務局（指導監査課）

分かりました。それについては後日になりますが確認させて頂いて、結果の方はご連絡できればと思います。

○島田委員

はい、よろしくお願ひいたします。

○委員長

他に何かご意見ありますでしょうか。それでは、皆様よろしいでしょうか。本件は、本委員会として、地域密着型サービス事業者の指定につきまして、これを確認したものといたします。

続きまして、資料4、地域密着型サービス事業者の指定に関わる報告につきまして、事務局より説明をお願ひいたします。

○事務局（指導監査課）

それでは資料4、地域密着型サービス事業者の指定にかかる報告についてご報告させていただきます。お手元の資料青いインデックスの4の1ページをご覧ください。

まず地域密着型サービス事業所の指定及び指定更新等についての報告でございます。資料2ページをご覧ください。

2の地域密着型サービス事業所指定更新一覧についてご説明いたします。事業所の指定は介護保険法第70条の2により、6年ごとに更新が必要となっております。

そのため、記載のある市内10事業所について指定の更新を行いました。3ページをご覧ください。3地域密着型サービス事業所廃止一覧についてご説明いたします。

前回の報告以降において、記載のある市内3事業所及び、市外1事業所について廃止を行いました。報告については、以上でございます。委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長

はい、ありがとうございました。それでは本件につきまして皆様質問、ご意見等ござりますでしょうか。はい。結城委員どうぞ。

○結城委員

すいません。審議についてはいいのですが僕が疑問になつたので教えていただきたいのですが、船橋市を僕そんなに調査してないのですが、この新規にデイサービスとか、一応今回は増えると思いますが、こういうデイサービスって保険者として飽和状態になっているのかどうかとか、各地見ると結構デイサービスいっぱいあるので、そういうのは船橋としてはまだ足りないっていう見解でこういう新規をやっているっていう理解なのかどうか。

あと、人手をやっぱり集めるのが大変だと思いますが、その辺の保険者としての見解はどうなのかちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長

これは、指導監査課の方でお願いしてもよろしいでしょうか。どうでしょうか。ちょっと難しいところですね。

○指導監査課長

すいません、指導監査課でございます。事業所の充足という意味合いでは、指導監査課から答えるべきかあれなんですけれども、船橋市の方で介護保険事業計画というのを作っております。

その中で地域密着型の通所介護につきましては、多数整備されているから、整備数を見込まないものとしています。ということで計画上位置付けておりますので、数としては充足をしてるというところです。あと人員についてはこちらのほうでは、把握しておりません。

○結城委員

私は県の保健福祉計画の委員長やっておりますが、全体的にこうデイサービスっていうのは、各保険者によって、足りないところもあるのでしょうかけど、あまりこう作ってしまうと、多分他のデイサービスも大変になっちゃうし、人材を集めるというのが今も大変なので、申請が出てきたから増やすっていうのは、確かにそれはそうなんですけど、ある程度調整しないと、これだけの深刻な人材不足、ここでやる議論なのかどうか。事業計画の審議会でやるのが本当は議論なのですが、保険者としてその辺も今いるその事業所の人たちも大変だと思うので、そういう新規が来たからとかっていうのは、これ僕県でも委員会の委員長ですけど、その辺、船橋市として、介護保険課としてその辺どう考えるのかって。これからやってかないとどんどん、今人手不足で最低賃金も上がっているので、多分介護はこれから大変だと思うんですよね。その辺部長とか課長とかどう考えているのか。

○委員長

ありがとうございます。高齢者福祉部長、話をまとめていただきて、はい。

○高齢者福祉部長

高齢者福祉部長の滝口です。確かにデイサービスの充足、市内の中で、市内5圏域ということを船橋市基本的に考えてます。

その中で、例えば北部地域については、デイサービスはほぼ満たされてるというような、要はデイサービスが多く立ってるというようなことはつかんでます。

ただ、線路より南側のやっぱり南部地域等については、デイサービス等がやっぱり場所的なこともあるんですけども、不足してると捉えてます。で、公設でデイサービスを設置しておりましたけれども、満たされてる北部地区とか、その辺については、事業等

の廃止ということで、今現在動いてますんで、ただどうしてもこの人が集中している地域のデイサービスとなると、まだ場所がかなり遠い場所まで行かなきゃならないとかそういう状況がありますので、その辺は柔軟に捉えていきたいと考えてます。以上です。

○結城委員

はい、どうもありがとうございます。本当に偏在はあるかなという実感としてはありますよね。

そういうのも踏まえて、今後計画を立ててうまく自治体にマッチするようにしないと本当勤める人も大変ですね。これから課題かと思います。

○委員長

ありがとうございました。他になにかございますでしょうか。大丈夫ですか。それでは、本委員会として本件地域密着型サービス事業者の指定にかかる報告を受けたものといたします。それでは、事務局から連絡事項等がありましたらお願ひいたします。

○事務局（指導監査課）

はい。次回の開催につきましては1月頃の開催を予定しております。

日時の詳細等が決まり次第皆様にご連絡をさせていただきます。事務局からの連絡事項は以上です。委員長よろしくお願ひします。

○委員長

はい。それでは次回1月ですね。その他、何かありますでしょうか。何かあれば大丈夫でしょうか。無いようですので、以上を持ちまして、地域密着型サービス運営委員会を終了とさせていただきたいと思います。

○事務局（指導監査課）

続いて地域包括支援センター運営協議会になります。事務局の入れ替えをいたしますので少々お待ちください